

注意事項 ※1 法人の場合に必要。 ※2 申請者が管理者を雇用する場合 ※3 店舗管理者が登録販売者の場合 ●:主要部分の変更がなければ添付省略可能です。 △:同一内容の書類を県機関に提出済みの場合、省略可能な場合があります。 ※4 本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書でも可(販売従事登録申請に添付する場合のみ)	申請書	届出書	店舗の平面図	店舗業務体制の概要	戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍記載事項証明書	登記事項証明書	組織規定図	薬剤師免許証もしくは販売従事登録証の写し	営業所の管理者の資格を証する書類の写し	雇用契約書	業務経験に関する書類	旧許可証	取扱品目表	手数料	備考
1 新規の場合															
動物用医薬品店舗販売業	○		○	○		△※1	△※1	△		△※2	△※3			29,000円	
動物用医薬品特例店舗販売業	○		○	○		△※1	△※1						○2部	29,000円	
動物用医薬品卸売販売業	○		○			△※1	△※1	△		△※2	△※3			29,000円	
動物用高度管理医療機器等販売・貸与業	○		○			△※1	△※1		△	△※2				29,000円	
動物用管理医療機器販売・貸与業		○	○						△	△※2					
動物用再生医療等製品販売業	○		○			△※1	△※1		△	△※2				29,000円	申請窓口は県庁畜産課
動物用医薬品販売従事登録	○				△※4			△		△				7,100円	申請窓口は県庁畜産課
2 更新する場合															
動物用医薬品店舗(卸売)販売業	○		●									○		11,000円	
動物用医薬品特例店舗販売業	○		●									○	○2部	11,000円	
動物用高度管理医療機器等販売・貸与業	○		●									○		11,000円	
動物用再生医療等製品販売業	○		●									○		11,000円	
3 変更する場合 (店舗販売業及び特例店舗販売業)															
品目(追加・変更)(動物用医薬品特例店舗販売業) ※廃止は除く	○												○2部		
店舗名称, 相談応需の電話番号, 特定販売の方法		○		○											
4 変更した場合 (すべての販売業, 販売・貸与業を含む)															
販売業者の氏名, 名称, 住所		○			△	△※1									動物用管理医療機器販売・貸与業では, 添付書類は不要
薬事に関する業務に責任を有する役員(法人)		○				△※1	○ (新旧)								動物用管理医療機器販売・貸与業では, 添付書類は不要
店舗(営業所)名称		○													
構造設備		○	○ (新旧)												
兼営事業の種類		○													
店舗(営業所)管理者		○						△	△	△※2	△※3				
店舗(営業所)管理者の氏名		○			△										
店舗(営業所)管理者の住所		○													
薬剤師, 登録販売者(管理者以外)		○						△		△					
薬剤師, 登録販売者(管理者以外)の氏名		○			△										
品目(取扱い廃止の場合) (動物用医薬品特例店舗販売業)		○										○※	○※		※許可証又は指令書と取扱品目表
登録販売者の名簿登録事項		○													変更事項を証明する書類
5 許可証書換交付	○											○		2,000円	
6 許可証再交付	○											○※		2,900円	※紛失でない場合
7 廃止・休止・再開する場合 (すべての販売業, 販売・貸与業を含む)		○										○※			※廃止する場合のみ
8 動物用販売従事登録の消除申請する場合	○											○※			※動物用販売従事登録証原本